

学校保健安全法で出席停止期間が定められています。

発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで出席停止です。

登 園 届

保育園園長 様

園児名

令和 年 月 日 医療機関名「 」において
病名「インフルエンザ A ・ B 」と診断されました。

病状も回復し、集団生活に支障がない状態となり登園いたします。

★基準表 (A ・ B ・ C ・ D ・ E)

保護者名 ㊞ またはサイン

※基準表 (A・B・C・D・E) に該当するものに○を記入して下さい。

登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい登園届の提出をお願い致します。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園とするようご配慮下さい。

★インフルエンザの出席停止期間の基準表（登園のめやす）

		発症 当日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	発症した後 5 日を経過した後				
A	発症後 1 日目 に解熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 4 日目					
		出席 停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				登園 可能	
B	発症後 2 日目 に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目					
		出席 停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				登園 可能	
C	発症後 3 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目				
		出席 停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席 停止			登園 可能	
D	発症後 4 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目			
		出席 停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席 停止	出席 停止			登園 可能
E	発症後 5 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目		
		出席 停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止		